

外務員資格取得を目指そう！一週間の経済情報総まとめ！No. 13

皆さん、こんにちは。

運営担当のファイナンシャル・プランナーの伊藤亮太です。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

このメルマガでは、一週間の経済情報の総まとめとしてその週にあった出来事の中から、知っておいていただきたい事柄をピックアップし解説いたします。また、証券外務員資格試験対策として、会員二種・特別会員二種共通の範囲を中心に模擬問題を掲載いたします。

是非ご活用いただきますようお願い申し上げます。

ということで、第13回目になります。

◆今年には要注意！金券が紙切れに！？

今回のコラムですが、今年是非注意していただきたい内容を掲載したいと思います。年末に掃除をして、大量の金券出てきませんでしたか？また、使用していない金券は家の中で眠っていませんか？今年はそのらの金券のいくつかが使用できなくなるため、注意が必要です。

2010年4月に「資金決済法」が施行されました。この法律では、新聞での公告とポスターの店頭掲示で告知を行えば、金券に関して最短60日の払い戻し期限を設けることができます。その間に払い戻しされなかった金券に関しては、期限後は業者は払い戻しを行う義務はないため、消費者が気づかなければ金券が紙切れになってしまうことになるのです。

従来であれば、金券は発行停止後も払い戻しは最後の1枚まで応じる必要があったわけですが、それでは業者に負担がかかりすぎるということもあってなのでしょう、昨年より対処方法が変わっているのです。

既にこの「資金決済法」を利用して、払い戻し期間が設定されているものがあります。全国共通文具券、ご自宅にありますか？私も何回か使用したことがありますが、実は店頭での使用は既にできなくなっています。発行停止時点で約840万枚（42億円分）が未使用のままということで、これらのうち払い戻し（2011年3月中旬までの予定）を受けないものに関しては紙切れになるおそれがあります。

<払い戻し期間が間近もしくは既に過ぎたものの主な例>

名称	使用可能期間	払戻期間
全国共通文具券	2010年12月末で終了	2011年1月中旬～3月中旬の予定
音楽ギフトカード	2010年8月末で終了	2011年2月1日まで
花とみどりのギフト券（※）	2010年10月末で終了	2011年1月14日まで
ヘルスギフト券（※）	2010年9月末で終了	2010年9月末で終了

※印は有効期限のあるもののみが対象となります。

1978年からと30年以上も前に全国共通文具券は発行開始がなされており、ピーク時には年間で約360万枚も発行されたそうですが、今ではその半分にも満たない137万枚（一昨年）の発行にとどまっているようです。少子化や不景気の波がこのようなところにも押し寄せているといえます。

その他、音楽ギフトカード（昔よく使用した覚えがあります）や花とみどりのギフト券なども既に発行停止となっており、使用することはできなくなっていますので注意してください。

■「全国共通文具券」の払い戻し方法についてはこちら↓

<http://www.bungu-ken.co.jp/>

※既に使用期限の切れているものに関しては対象になりませんのであしからず

■「音楽ギフトカード」の払い戻し方法についてはこちら↓

<http://www.musicgiftcard.com/>

■「花とみどりのギフト券」の払い戻し方法についてはこちら↓

<http://www.jfpa.co.jp/info/100926.html>

有効期限のあるヘルスケアギフト券に関しては、既に払い戻しも終了しており、お手持ちの金券は紙切れになってしまっています。注意してくださいね。

ネット通販の普及や金券を贈答用にお送りする機会が減ったりと、時代が変わりつつある中でこうした金券の普及にも歯止めがかかってきました。金券がすべて無くなるとは考えにくいですが、消費の刺激策の一環として金券はあるべきではないかと思うのですが、様々な業界にて金券使用の需要が減少しているのも事実。消費者への告知が十分に進んでいないのが大変きがりです。皆様もこうした金券をお持ちの場合には十分注意してくださいね。

◆証券外務員資格試験対策（正会員二種・特別会員二種共通）

次の各文章について、正しければ○を、正しくなければ×をマークしなさい。

問題 1

政府保証債は、企業内容開示制度の対象である。

問題 2

金融商品販売業者等が、金融商品販売法に基づき説明するものとされている重要事項に市場リスクに関する事項が含まれている。

問題 3

期間 2 年の国債は、短期国債といわれる。

問題 4

委託者指図型投資信託におけるクローズド期間とは、収益分配を行わない期間のことをいう。

問題 5

協会員は、顧客と海外CP及び海外CDの取引を行うには、当該顧客との間で外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。

解答

問題 1 ×

政府保証債や金融債は、企業内容開示制度の対象とはなっていません。

問題 2 ○

その他、信用リスクなども含まれています。

問題 3 ×

期間 2 年・5 年の国債は中期国債に分類されます。

問題 4 ×

収益分配を行わない期間ではなく、解約請求することができない期間になります。

問題 5 ○

その通りです。このまま覚えておいてください。

次回は、2011年1月16日(日)～17日(月)の間に発行を予定しています。

<告知>

◆2011年1月12日(水)14:00～17:00、18:30～20:30(対象:FPの方向け、場所:市ヶ谷、ビジネス教育出版社)

・新興国株式『中国』、『インド』今年はどうなるか?について講演予定

◆2011年1月19日(水)18:30～20:00(対象:一般の方向け、特に外債投資初心者向け、場所:SBI証券新宿支店)

・金融教育のプロ「伊藤氏」が教える!今だからこそ新宿マネープラザ de 外債デビューセミナー!

◆2011年1月23日(日)14:00～18:00(対象:独立したいFPの方向け、場所:千代田プラットホーム)

・【第3回】Somarise Project Japan<独立系FP養成学校>開催!

◆2011年1月26日(水)19:00～20:30(対象:一般投資家向け、場所:SBI証券新宿支店)

・人気FP伊藤亮太氏と花輪陽子氏が徹底対談!!『新興国か!?それともジャスダックか!?
明かされる投資の真実。』(大阪証券取引所協力)

◆2011年1月30日(日)10:00～13:00、14:00～17:00(対象:FPの方向け、場所:市ヶ谷、ビジネス教育出版社)

・新興国株式『ベトナム』、『インドネシア』今年はどうなるか?について講演予定

『証券外務員資格ナビ』は証券外務員資格取得を目指す方を支援するサイトであり、経済・金融・投資の勉強をしたい方にとってもお役にたてるサイト作りを目指します。

-----運営者-----

スキラージャパン株式会社

運営担当:伊藤亮太(ファイナンシャル・プランナー)

〒155-0033

東京都世田谷区代田 4-16-2

TEL:03-3778-2575

FAX:03-3778-2575

E-mail: info@shoukengaimuin-shikakunavi.com

個人 URL:<http://www.ryota-ito.jp>

会社 URL:<http://www.skirr-jp.com>

ブログ : <http://ameblo.jp/skirr-jp/>

Twitter : <http://twitter.com/skirrjapan>
